

消防用無線機器
(デジタルトランシーバー)
仕様書

令和7年度

浦添市消防本部

第一章 総 則

第1条 適用

本特記仕様書（以下「仕様書」という）は、浦添市消防本部（以下「消防本部」という）に配備するデジタルトランシーバー（デジタル簡易無線登録局）の購入について、適用する。

第2条 概要

本事業は、消防本部が整備する 350MHz 帯デジタルトランシーバー（デジタル簡易無線登録局）の納入を行うものである。

第3条 購入品目及び数量

購入品目及び数量は、以下のとおりとする。（詳細は別途）

| | 品目 | 数量 | 単位 | 備考 |
|---|----------------------|----|----|----------------|
| 1 | デジタルトランシーバー （携帯型） | 30 | 台 | 1W/5W 切替 |
| 2 | スピーカーマイクロホン | 30 | 個 | 防塵、防水、金属クリップ付き |
| 3 | タイピン型マイクロホン | 30 | 個 | 耳掛け型イヤホン付 |
| 4 | ハードケース | 30 | 個 | |
| 5 | 予備バッテリー | 30 | 個 | 防水、大容量タイプ |
| 6 | ショートアンテナ | 30 | 個 | |

第4条 納入場所

浦添市消防本部 浦添市前田2丁目14番1号

第5条 履行期限

契約締結の翌日から令和8年2月6日（金）まで

第6条 契約の履行

本契約の履行範囲は、本仕様書に掲げる装置の単体・総合調整までとする。

第7条 提出図書

原則として、日本語で記載した次の図書を提出するものとする。部数については消防本部が指示する。承諾図（機器仕様等）及び価格明細書については、契約後速やかに提出すること。

1. 承諾図（機器仕様等）
2. 価格明細書
3. 無線局登録状
4. 総合通信局へ提出した登録申請書の写し
5. 納入品一覧表
6. 取扱説明書
7. その他消防本部が指示するもの

第8条 特許等の使用

受注者が特許権、その他第三者の権利の対象となるものを使用する場合、その使用に関する責任は受注者にあるものとする。

第9条 仕様書の解釈

本仕様書に明示なき事項であっても、装置の機能上当然具備すべきものについては、受注者においてこれを充足するものとする。

また、本仕様書の内容について疑義が生じた場合は、双方において協議の上解決を図るものとし、一方的な解釈によつてはならない。

協議の議事録等はその都度1部提出し、担当職員の承諾を得るものとする。

第二章 機器その他の仕様

第10条 デジタルトランシーバー（デジタル簡易無線登録局）携帯型

- | | |
|-----------|---|
| (1) 送信出力 | 5W（5W/1Wの切替えが可能なこと） |
| (2) 通信方法 | プレストークによる単信方式 |
| (3) 電波型式 | F1E、F1D、F1F、F1C |
| (4) 電源 | リチウムイオン電池パックを使用し、送信5、受信5、待受90の割合で送信出力5W設定時に約13時間以上※の使用ができる事。 ※パワーセーブ機能ON時 |
| (5) 受信方式 | ダブルスーパーヘテロダイン方式 |
| (6) 周波数範囲 | TX：351.03125～351.10000MHz、351.20000～351.63125MHz RX：351.03125～351.63125MHz |
- チャンネル数 送信：82ch 受信：82ch+15ch※
- ※上空利用チャンネル（S1～S15）受信

- (7) 低周波出力 1000mW 以上 (内部 SP)
- (8) 使用温度範囲 -20°C~+60°C
- (9) 重量 約 243 g (アンテナ・リチウムイオン電池装着時)
- (10) 外的条件 無線機本体は、日本工業規格指定の IP67/IP66/IP55/IP54 に適合している事。
- (11) 外形寸法 56 (W) mm×92 (H) mm×29 (D) mm 以下
(付属バッテリー装着時、突起物を含まず)
- (12) 充電器 ①AC100V で充電できる事。
②充電器に装着した状態で、電池パックの電圧が一定電圧以下に低下した場合、自動的に再充電を開始する機能を有する事。
- (13) ハンドマイク スピーカーとマイクは兼用であり、無線機本体に装着時 IP67 の防塵・防水機能を有する事。金属製クリップを有すること。
- (14) タイピンマイク 周囲の騒音をひろいにくい接話型タイプ、耳掛け型イヤホン付き
- (15) ハードケース ケースに入れた状態で充電可能であること。
- (16) 予備バッテリー 本体装着時、防水性能を有すること。
- (17) ショートアンテナ 本体装着時、防水性能を有すること。長さは約 5 cm とする。
- (18) その他
 - ①通話チャンネル番号を読み上げる音声案内機能を有すること。
 - ②無線機本体には、メインと 2 つのサブチャンネル PTT を有し、各送信ボタンを押すことで、あらかじめ設定した別の通話チャンネルで送信する機能を有すること。
 - ③リチウムイオン電池の情報を読み込み、残量や充電回数などの情報を確認できる機能を有すること。
 - ④予め設定した複数チャンネルをスキャンするスキャン機能を有すること。
 - ⑤ユーザーコード・秘話コードは、チャンネル毎に設定可能なこと。
 - ⑥生産拠点が日本にあるメーカーであること。
 - ⑦他に導入している機器とメンテナンスが同じ拠点でできること。
 - ⑧本体ベルトクリップは金属製であること。
 - ⑨セルフイール機能があること。
 - ⑩マンドアウン機能を有すること。

第 11 条 登録申請手続等

無線局の登録申請等、監督官庁への手続きに必要な資料は、受注者が準備すること。

第 12 条 検査、検収

検査は発注者及び受注者、双方の担当者が立ち会い、外観、機能、個数等の検査に合

格し、登録状交付の日をもって納品完了とする。

第13条 補償期間

受注者は、納品日から3年以内において、取扱不注意及び天災以外の理由による故障が無線機本体に生じた場合は、無償にて修理または交換を行う事。

第14条 記入文字

デジタルトランシーバー本体及び各付属品に「令和7年度 石油貯蔵施設立地対策等 交付金施設」のステッカーは貼り付けること。ステッカーを貼り付ける位置及びデザイン等の詳細については消防本部と協議して決定すること。

第15条 機器構成 (参考品番)

| | 品目 | 数量 | 単位 | 備考 |
|---|----------------------|----|----|---|
| 1 | デジタルトランシーバー (携帯型) | 30 | 台 | アイコム IC-DPR7SPLUS 金属製ベルトクリップ (MBB-4)) 付き |
| 2 | スピーカーマイクロホン | 30 | 個 | HM-159FS 金属製ベルトクリップ (MB-122) 付き |
| 3 | タイピン型マイクロホン | 30 | 個 | HM-163A 耳掛け型イヤホン (SP-28) 付き |
| 4 | ハードケース | 30 | 個 | LC-190 |
| 5 | 予備バッテリー | 30 | 個 | BP-294 |
| 6 | ショートアンテナ | 30 | 個 | FA-S05U |

上記機器構成品の同等品も可とする。ただし、事前に当市担当職員へカタログ等で資料を提出し承認を得ること。